

第6節 生活環境の保全と創造 ＜安全で快適な生活環境の保全と創造＞

1 大気環境の保全

<現状と課題>

本県の大気汚染の状況は、工場・事業場のばい煙規制や自動車排出ガス削減対策等の結果、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素の各項目については、近年、環境基準達成率は100%となっています。

しかし、光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成しておらず、また、浮遊粒子状物質（SPM）については、年によって、一部の測定局で環境基準が達成されていない状況となっており、今後とも、大気汚染常時監視測定局や移動測定車による監視を継続するとともに、ばい煙発生施設の届出事項の確認等のために工場や事業場への立入検査、指導等を適宜実施する必要があります。

光化学オキシダントについては、近年、大陸方面からの移流の可能性も指摘されていますが、詳細は解明されていないことから、今後、国や近隣県との連携による広域的な監視ネットワークの検討や、科学的知見の集積を行う必要があります。

本県における大気汚染の緊急時発令の状況については、近年、新居浜市、四国中央市及び松山市で光化学スモッグ注意報が発令されていますが、光化学オキシダントの発生は、気象要素の影響があることから、松山地方气象台との連携を強化するとともに、光化学オキシダントが発生しやすい5月から9月の時期に工場等に対する汚染物質の削減指導やばい煙発生施設の立入調査などを重点的に実施する必要があります。

本県においても、今後、建材としてアスベストを使用した建築物の解体などが増加することが見込まれることから、飛散防止対策の徹底を図る必要があります。

<施策の方向>

(1) 大気環境の保全対策の推進

大気汚染の監視体制の充実や工場、事業場への立入検査など適正な指導、光化学スモッグなど緊急時対策の実施などにより、安全で快適な大気環境の保全に努めます。

主な取組	内 容
大気汚染の監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染常時監視測定局を設置し、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントや、新しく環境基準が設定された微小粒子状物質などの適切な監視に努めます。 ・ 自動車が主要な発生源である一酸化炭素について、主要道路近傍での移動測定車による調査を実施し、自動車排ガスの影響の把握に努めます。 ・ ベンゼン、トリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質について、定期的な調査を実施し実態の把握に努めます。
工場、事業場等対策の推進、指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）及び愛媛県公害防止条例（昭和 44 年 10 月 11 日条例第 23 号）に基づき、ばい煙発生施設の設置者に対して、法令遵守を徹底します。 ・ 愛媛県公害防止条例に基づき、硫酸化物の総量規制の対象工場への適正な指導を図ります。 ・ ばい煙濃度の測定や届出事項の確認等のため、工場、事業場への立入検査など、適正なチェックや指導の徹底に努めます。 ・ 自動車排出ガス対策として、エコカーの普及の促進に努めます。
光化学オキシダント対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境の常時監視により、光化学オキシダント濃度の把握に努めるとともに、市町や松山地方气象台などの関係機関と連携し、緊急時の通報体制等を強化し、被害の未然防止に努めます。 ・ 光化学オキシダントの発生しやすい5月から9月までの時期に、工場等に対して汚染物質の削減指導などを重点的に実施します。 ・ 国や近隣県と連携して光化学オキシダントの監視ネットワークづくりの検討や科学的知見の集積に努めるとともに、適切な情報提供に努めます。

<p>アスベスト対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物解体工事等におけるアスベスト粉塵の飛散防止を図るため、大気汚染防止法に基づいて規制、指導に努めます。 ・ 大規模建築物などの吹き付けアスベストの状況把握に努めるとともに、除去や飛散防止の徹底を図ります。 ・ 一般環境や解体工事現場周辺における大気中アスベスト濃度の調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、アスベストによる健康への不安を解消するため、情報の適切な提供や県民相談の継続実施に努めます。
-------------------	--

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
大気汚染の環境基準達成率 (二酸化硫黄)	100% (H20)	100% (H26)	
大気汚染の環境基準達成率 (一酸化炭素)	100% (H20)	100% (H26)	
大気汚染の環境基準達成率 (浮遊粒子状物質)	100% (H20)	100% (H26)	
大気汚染の環境基準達成率 (二酸化窒素)	100% (H20)	100% (H26)	
大気汚染の環境基準達成率 (光化学オキシダント)	0% (H20)	改善を図る。	
有害大気汚染物質の環境 基準達成率	100% (H20)	100% (H26)	
光化学スモッグ注意報発 令回数	1回 (H20)	0回 (H26)	

2 水、土壌環境の保全

<現状と課題>

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準は、カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物など 26 項目（平成 21 年 11 月 30 日の告示改正により 27 項目）が定められており、平成 20 年度では、すべての調査地点で各項目とも環境基準を達成しています。

また、生活環境保全に関する環境基準は、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）など 10 項目の基準が定められており、平成 20 年度の達成率は、河川で 94%、湖沼 100%、海域 82%とおおむね良好な状況となっています。

環境基準を達成していない河川や海域は、流域に人口が集中していることや閉鎖性の強い海域であること等の要因が考えられますが、今後とも水質調査を継続し、環境監視に努める必要があります。

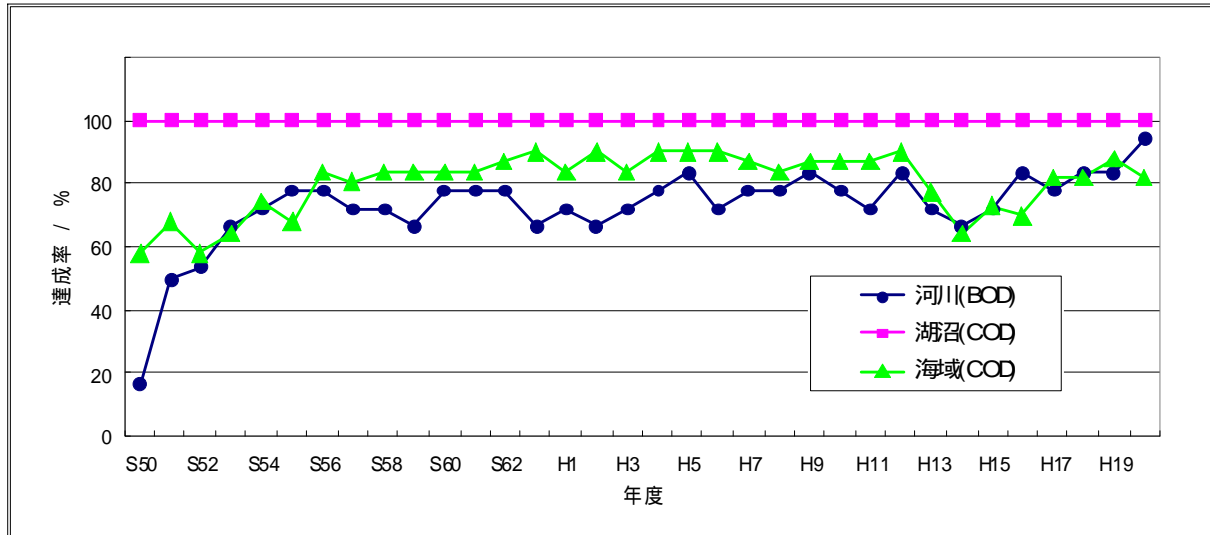
地下水の水質調査については、過去に汚染が確認された地区など 73 地点で継続的な定期モニタリング調査を実施しており、平成 20 年度は、1 地点でひ素、1 地点でテトラクロロエチレン、26 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過している状況であることから、関係市町を通じて飲用不適の通知などの衛生対策を指導していく必要があります。

土壌汚染については、有害物質使用特定施設の使用廃止時等における土壌汚染状況調査や汚染土壌の除去等の措置等、土地利用の経過及び現状、現地の実情を勘案し、土地改変等の機会をとらえ、汚染の的確な把握と事業者、土地所有者等に対する指導に努めています。

- 平成 21 年 4 月に土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）が改正され、一定規模以上の土地の形質変更時の届出、土壌汚染のおそれがある場合の土壌汚染状況調査の実施、規制対象区域からの汚染土壌搬出に係る事前届出及び汚染土壌処理業の許可制度等の法規制が強化・拡充されたことから、法に基づき適正な対応を行う必要があります。

過疎化や高齢化に伴い、森林や農地などの水源かん養機能の低下が懸念されることから機能向上対策を行うとともに、雑用水の利用など水の効率的利活用対策や水道水源の保全対策など、地域における健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

図 28 公共用水域の環境基準達成状況



<施策の方向>

(1) 水、土壌環境の監視等の推進

水質汚濁物質や土壌汚染物質の発生源への対策、監視などにより、水や土壌を汚さないための未然防止対策を進めるとともに、身近な河川などの水質浄化への取組の促進などに努めます。

主な取組	内 容
水質、土壌環境の監視の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域及び地下水の水質監視を水質測定計画に基づき継続的に実施し、監視結果の公表や事業場や市町などへの指導等により、生活環境の保全と健康被害の未然防止に努めます。 ・ 水質汚濁の状況、利水の状況等の変化に応じ、環境基準の類型見直しなどを適宜検討し、監視体制の充実を図ります。 ・ 有害化学物質や未規制化学物質等の適正な保管、取扱い及び適正処理の指導を強化し、土壌汚染の未然防止に努めます。 ・ 土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査の実施、汚染の除去等の措置及び汚染土壌の適正処理等の適切な実施を指導・推進し、健康被害の防止に努めます。 ・ 農用地における土壌環境基礎調査を継続実施し、安全な土壌環境の維持に努めます。

水質浄化対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁の原因に関する調査や水質浄化技術の試験、研究等に努めます。 ・ 「えひめA I - 2」等の微生物群や水草類等の水生植物を利用した自然環境が有する水質浄化機能の活用、普及を促進します。
-----------	---

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
河川の環境基準達成率	94% (H20)	100% (H26)	
湖沼の環境基準達成率	100% (H20)	100% (H26)	
海域の環境基準達成率	82% (H20)	100% (H26)	
汚濁負荷量 (COD)	60 t / 日 (H19)	現状の維持・削減	水質総量削減計画目標 (H21 63 t / 日)
汚濁負荷量 (窒素)	62 t / 日 (H19)	現状の維持・削減	水質総量削減計画目標 (H21 66 t / 日)
汚濁負荷量 (りん)	4.6 t / 日 (H19)	現状の維持・削減	水質総量削減計画目標 (H21 5.0 t / 日)

(2) 生活排水対策の推進

公共用水域における水質汚濁の大きな要因となっている生活排水について、「第二次愛媛県全県域下水道化基本構想」(平成16年3月31日策定、平成20年3月見直し)に基づき、地域の実状や特性に応じた公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽等の生活排水処理施設の効率的、計画的な整備を促進するとともに、市町等と連携、協働して日常生活における生活排水対策の普及啓発及び自主的な取組などを促進し、快適で良好な水環境の保全に努めます。

主な取組	内 容
生活排水処理施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第二次愛媛県全県域下水道化基本構想」に基づき、地域の実情や特性に応じた公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽等の生活排水処理施設の効率的、計画的な整備を促進します。 ・ 水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策の実施

	<p>が特に必要と認められる地域を生活排水対策重点指定地域に指定し、指定を受けた市町の生活排水処理施設の整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設の維持管理の効率化と適正化、汚泥の適正処理や資源としての有効活用の促進に努めます。 浄化槽の法定検査の適正な実施及び検査で不適正となった浄化槽への立入指導の実施などにより、浄化槽の適正管理を推進します。
水質保全に向けた啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策には、県民の理解と協力、主体的な取組等が不可欠であることから、市町や環境活動団体等と連携や協働を図り、日常生活での汚濁物質の低減方法など生活排水対策の普及啓発など、県民意識の高揚に努めます。 県民や環境活動団体等の主体的な水質保全活動の促進に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
汚水処理人口普及率	67.2% (H20)	73.9% (H24)	
下水道処理人口普及率	45.9% (H20)	49.1% (H24)	
合流式下水道改善率	0% (H20)	100% (H25)	

(3) 工場、事業場等対策の推進

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）瀨戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）及び愛媛県公害防止条例に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底や立入検査による指導を実施するとともに、農業などにおける化学肥料、化学農薬の使用削減対策や家畜の排せつ物による水質汚濁を防止するため畜産排水の適正な処理などに努めます。

主な取組	内 容
工場、事業場の排水監視、指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法、瀨戸内海環境保全特別措置法等に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底や立入検査などを実施し、排水監視、

	<p>指導に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出基準が適用されない小規模事業者に対しても排出処理の適正な指導や自主的な取組の促進に努めます。
化学肥料、化学農薬の使用削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業からの水質汚濁負荷の低減を図るため、化学肥料の使用について、施肥基準を基本に作物ごとの適正施肥を推進するとともに、局所施肥技術など化学肥料削減技術の導入を促進し、化学肥料使用量の削減に努めます。 農作物病害虫等防除指針や病害虫発生予察情報に基づき、病害虫の発生状況に応じた効果的な防除を推進するとともに、性フェロモンや天敵等を利用した防除技術などを確立し、化学農薬の使用削減に努めます。 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁の防止等を図るため、立入調査等により農薬の安全かつ適正な使用の徹底を図るとともに、芝管理における省農薬の技術指導を行い、農薬使用の低減化に努めます。
家畜排せつ物の適正処理等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 畜産農家と耕種農家との連携による家畜排せつ物の農地還元を促進するとともに、巡回指導等により適切な家畜排せつ物の処理施設の設置及び管理技術の指導に努め、畜産排水の適正処理を推進します。 漁業に由来する汚濁負荷量を削減するため、養殖業における適正な給餌方法等の指導など漁場管理の適正化に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
化学農薬使用量	8.7kg/10a (H19)	7.0kg/10a (H22)	愛媛県環境保全型農業 推進基本方針
化学肥料使用量 (窒素成分)	8.1kg/10a (H19)	6.5kg/10a (H22)	同 上
家畜排せつ物農業利用量	860,000 t (H20)	1,053,000t (H27)	

(4) 健全な水循環の保全

森林や農地の持つ水源かん養機能の維持増進を図るとともに、雑用水の再利用など水の有効利用の促進を図り、健全で安全な水循環の保全に努めます。

主な取組	内 容
水源かん養機能の維持増進等	<ul style="list-style-type: none">・ 森林が持つ水質保全や保水機能などの水源かん養機能の維持増進を図るため、計画的な間伐の実施など森林整備を推進します。・ 森林の公益的機能を高度に発揮させるため、人工の針葉樹を中心とした単一的な森林から、広葉樹林や複層林などの多様な森林への移行を推進します。・ 水田や農業用排水路、ため池などの農業水利施設は、水源かん養機能を担っていることから、ほ場整備、かんがい排水施設整備、ため池整備などを計画的に実施します。・ 耕作放棄地の再生利用を図るため、農業農村整備事業などによる農業基盤の整備や放牧地としての利用などを推進します。・ 公共施設や事業場などへの雨水貯留タンクや雨水浸透ますの設置の普及に努めます。・ 都市公園などの緑地整備や道路整備における透水性舗装など環境に配慮した整備を推進します。
水の効率的な利活用の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 水は限りある貴重な資源であることについて、県民等の理解を深め、節水対策を推進します。・ 下水道処理水や雨水等の雑用水については、トイレの洗浄水や散水などへの利用を促進するため、公共施設への率先した導入に努めます。・ 農業用水の効率的な利用や工業用水の循環利用の促進などに努めます。
水道水源の保全	<ul style="list-style-type: none">・ 水道事業者等が実施する水道水源の水質保全対策や水質調査に対して、協力や助言等を行い、水道水の安全確保に努めます。・ 水道水源の汚染事故発生時の連絡体制の強化を

	<p>図るとともに、発生原因の把握や被害の拡大防止対策などを徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設の整備に対して、助言や指導を行い、水道施設におけるクリプトスポリジウム等の感染性微生物対策を推進します。
--	---

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
水源かん養保安林面積	57,255ha (H20)	58,200ha (H30)	
農地面積	55,600ha (H19)	55,000ha (H22)	新農業ビジョン
ほ場(10a 以上)整備率	51% (H20)	65% (H22)	
かんがい排水施設整備率	52% (H20)	57% (H22)	
ため池整備率	65% (H20)	75% (H22)	
公共施設等の雑用水利用施設数(累計)	44 件 (H20)	前年度より増加	雨水・再生水利用施設実態調査(国土交通省調査)
1人1日当たり水道使用量(上水道)	350l/人・日 (H19)	一層の節水に努める。	

透水性舗装の整備事例



下水処理水の再利用事例



(今治市上浦町井口浄水センター)

下水処理水を公園の庭木や柑橘類への散水などに利用

3 騒音・振動・悪臭の防止

<現状と課題>

騒音、振動、悪臭は、人の感覚に直接影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、県や市町に寄せられる公害苦情件数において大きな割合を占めています。

騒音、振動の発生源は、自動車などの交通機関、工場、事業場や特定の建設現場などによるものであり、また、悪臭は、特定の工場、事業場や畜産経営などに由来するものが多いことから、それぞれの発生源に対する規制や指導などを適切に行う必要があります。

本県の騒音環境基準達成状況については、一般地域（道路に面する地域以外の地域）におけるすべての時間区分での環境基準達成率は84%、道路に面する地域（自動車交通騒音）における環境基準達成率は97%、松山空港周辺における航空機騒音の環境基準達成率は100%となっています。県においては、今後とも土地の利用形態に応じて、地域や環境基準類型指定の見直しを適宜行うとともに、市町が行う監視、測定、基準超過の場合の改善命令等の規制が適正に行われるよう連携して取り組む必要があります。

振動規制については、県が住宅の集中している地域、病院、学校の周辺などを振動規制地域に指定するとともに、規制地域内の金属加工機械等の特定施設を設置している工場、事業場などに規制基準を設定していることから、今後も、状況に応じた地域指定の見直しなど適正な規制や指導に努める必要があります。

悪臭規制については、本県では、化学肥料製造業、クラフトパルプ製造業等の工場、事業場が立地している松山市、新居浜市、西条市、四国中央市及び松前町において悪臭規制地域の指定を行っており、規制地域内で悪臭発生が予想される主要な工場、事業場等について、市町が定期的な立入調査の実施や指導等を行っていることから、今後も市町と連携して指導の徹底に努める必要があります。

<施策の方向>

(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音、振動、悪臭の防止を図るため、騒音等の調査を継続的に実施するとともに、状況に応じた規制地域や環境基準類型等の指定の検討等を行い、生活環境の保全に努めます。

また、良好な音風景やかおり風景の保全に努めるとともに、熱、光、かおり、音といった人間の感覚を重視したまちづくりを推進します。

主な取組	内 容
交通騒音、振動の監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車騒音の常時監視、市町の振動測定により実態の把握に努めるとともに、必要に応じて道路管理者等と連携して低騒音舗装や遮音壁、緑地帯、緩衝帯の整備などを促進します。 ・ 自動車騒音の低減を図るため、環状道路やバイパスなどの整備による交通の円滑化を推進します。 ・ 松山空港周辺の騒音については、騒音測定を継続するとともに、発着規制などの発生源対策や国や松山市と連携した住宅防音工事の助成等の航空機騒音対策の推進に努めます。 ・ 鉄道、バスなどの公共交通機関については、事業者の騒音等の低減対策を促進します。
工場、事業場等の騒音、振動対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の利用形態等に応じて、騒音、振動の規制地域の指定や騒音環境基準類型指定の見直し等を適宜実施します。 ・ 工場、事業場及び建設現場からの騒音、振動については、住工分離の促進に努めるとともに、市町の指導等への支援に努めます。 ・ 近隣騒音、深夜営業騒音について、市町等と連携を強化して、騒音防止の普及啓発に努めます。 ・ 低周波音による健康への影響等について、国等と連携して調査し、知見の集積を進めます。
悪臭対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭の実態等を踏まえて、規制地域や規制基準の見直しや臭気指数の導入の検討等により悪臭規制の充実を推進します。 ・ 市町が実施する定期的な立入調査について必要に応じた技術支援に努めるとともに、市町等と連携して苦情等があった工場、事業場等に対する改善指導の徹底に努めます。 ・ 住工混在地区については、発生源対策とともに住工分離の促進や土地利用の適正化に努めます。 ・ 畜産業については、畜舎の清掃や家畜排せつ物

	処理施設の整備など悪臭防止対策の促進に努めます。
良好な音風景、かおり風景等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「残したい日本の音風景」として選定された「道後温泉振鷲閣の刻太鼓」など、良好な音風景の保全と県民等への周知に努めます。 ・ 「かおり風景」として選定された「愛媛西宇和の温州みかん」、「西条王至森寺の金木犀」、「内子町の町並と和ろうそく」など、地域特有の良好な香りなどの調査や県民等への周知に努めます。 ・ 良好な音やかおりなどを重視した感覚環境のまちづくりの考え方の普及・啓発等に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
騒音の環境基準達成率 (一般地域)	84% (H20)	100% (H26)	
騒音の環境基準達成率 (自動車騒音)	97% (H20)	100% (H26)	
騒音の環境基準達成率 (航空機騒音)	100% (H20)	100% (H26)	
騒音の苦情件数	79 件 (H20)	苦情件数の低減を図る。	
振動の苦情件数	2 件 (H20)	苦情件数の低減を図る。	
悪臭の苦情件数	106 件 (H20)	苦情件数の低減を図る。	

日本の音風景



(道後温泉振鷲閣の刻太鼓)

【資料】愛媛県観光物産課

かおり風景



(西宇和の温州みかん)

(西条王至森寺の金木犀)

【資料】環境省水・大気環境局

4 有害化学物質対策

<現状と課題>

近年の先端産業の進展などにより、新しい化学物質が開発され、日常生活などあらゆる面で利用されていますが、化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄等の様々な段階で、大気や水、土壌といった環境中に放出され、飲料水や食べ物などを通じて人体に取り込まれ、人の健康を損なったり、あるいは生態系に悪影響を与えたりすることが懸念されています。

現在、人工的に作られた化学物質は、世界中で 10 万種、我が国でも数万種と言われており、これらの化学物質による影響を防止するためには、有害な物質を個別に規制していくだけではなく、化学物質によるリスク全体を減らすよう、適切な管理を推進するとともに、化学物質問題に関する情報の共有や理解の促進などに努めることが課題となっています。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 13 日法律第 86 号）に基づく対象化学物質の排出・移動量の届出制度（P R T R）により、平成 19 年度は、516 の事業者から、トルエン、キシレンなど 137 物質について届出があり、県内総排出・移動量は、13,477 トンとなっています。

化学物質による影響について、汚染実態の把握に努めるとともに、化学物質による影響や発生の仕組みに関する調査、研究、事業者等による自主的な排出管理の徹底に努める必要があります。

本県のダイオキシン類の状況は、大気、水質及び土壌等における濃度がすべての調査地点で環境基準を下回っていますが、今後も定期的な調査を継続し、実態把握に努める必要があります。

<施策の方向>

(1) 有害化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、科学的な環境リスクの評価や情報提供に努めます。

また、ダイオキシン類については、発生源に対する監視、指導の強化に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な保管と計画的かつ確実な処理に努めます。

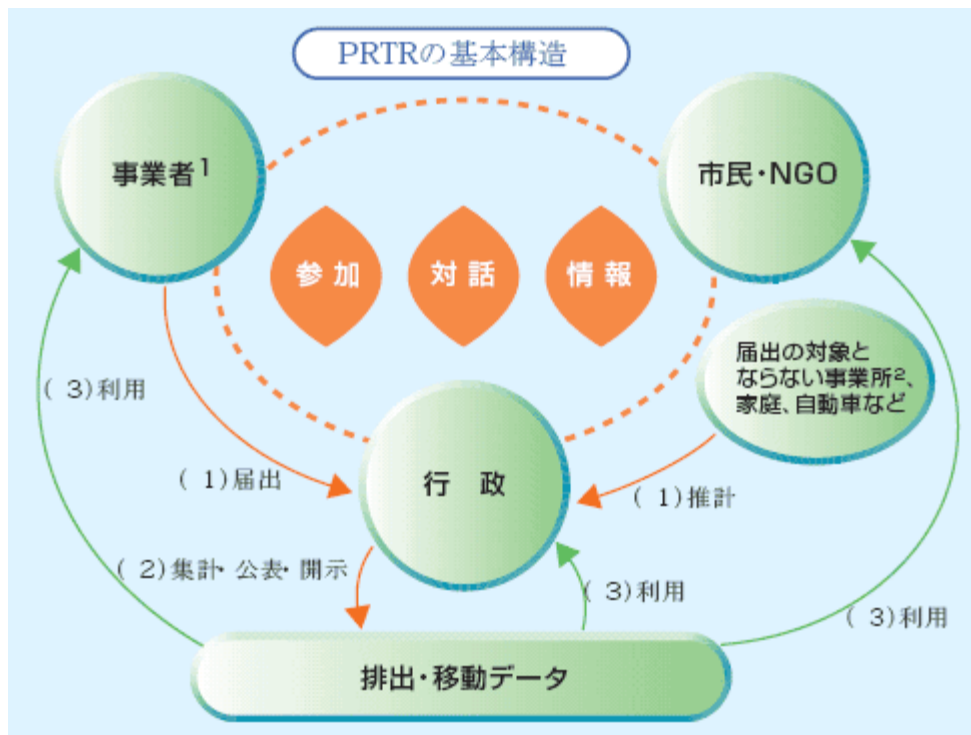
主な取組	内 容
事業者等の化学物質の自主的管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ P R T Rの円滑な運用により、化学物質の使用、保管及び処理状況を把握するとともに、事業者等の自主的管理の徹底に努めます。 ・ 既に生産や使用が禁止された廃化学物質の適正な保管や処理の徹底を図り、環境汚染の防止に努めます。
環境中の化学物質の調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未規制化学物質の環境への影響について、汚染実態の把握、健康や生態系などへの影響やその仕組みに関する調査、研究に努めます。 ・ 有害化学物質に関する正確で分かりやすい情報の提供に努めます。
ダイオキシン類対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、水質、土壌中等のダイオキシン類の環境濃度について、継続して調査を実施し、実態の把握に努めます。 ・ ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の特定施設については、事業者の自主測定の適切な実施と結果報告を徹底させるとともに、基準超過施設に対する使用停止指導や、必要に応じた巡回指導など発生源に対する監視、指導に努めます。 ・ ダイオキシン類の汚染状況等について、的確な情報提供に努めます。
P C B廃棄物の適正保管と処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ P C B廃棄物保管事業者に対する監視、指導の徹底や県民等への的確な情報提供に努めます。 ・ 愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成 20 年 7 月策定）に基づき、平成 27 年 3 月までに P C B 廃棄物の全量適正処理を目指します。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
ダイオキシン類環境基準達成率（大気汚染）	100% (H20)	100% (H26)	
ダイオキシン類環境基準達成率（水質汚染）	100% (H20)	100% (H26)	
ダイオキシン類環境基準達成率（底質汚染）	100% (H20)	100% (H26)	

ダイオキシン類環境基準 達成率（土壌汚染）	100% (H20)	100% (H26)	
化学物質排出・移動量	13,477 t (H19)	環境中への排出量 の削減に努める。	

PRTRの仕組み



PRTRとは

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

（注）

- 1 「事業者」には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水処理施設、教育・研究機関なども含まれます。
- 2 届出が必要な業種に該当しない、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務付けられていない事業所を指します。

【資料】環境省環境保健部

5 原子力発電所の安全対策

<現状と課題>

伊方原子力発電所は、1号機が昭和52年から、2号機が昭和57年から、3号機が平成6年から営業運転を開始しています。

発電所周辺住民の安全確保と環境保全を図るため、1号機運転前の昭和51年3月に県、伊方町及び四国電力株式会社の3者で「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」(安全協定)を締結し、環境放射線及び温排水並びに放射性廃棄物の保管・管理等について厳しく監視を行っており、今後とも、環境放射線等の監視を継続するとともに、安全協定の厳正な運用に努めていく必要があります。

県は、安全協定に基づき、正常状態以外のすべての異常について四国電力株式会社から通報連絡をさせ、公表しているところですが、今後も、適時、的確な情報提供に努める必要があります。

県では、原子力発電所の安全確認等の業務の集約とより迅速で的確な対応を行うため、伊方原子力発電所安全監視センター(仮称)を平成22年度に開所するため整備を進めています。

伊方原子力発電所では、3号機でプルサーマル計画が進められていることから、実施に当たっては、県としても、立入調査等により安全性の確認を行うとともに、原子力に対する「県民の安心の醸成」を図るため、原子力や放射線に関する情報の提供や知識の普及に努める必要があります。

<施策の方向>

(1) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

原子力発電所周辺住民の安全確保と周辺環境の保全を図り、原子力発電所の安全性、信頼性をより一層向上させるため、安全対策の充実や原子力防災対策の強化、情報公開の徹底に取り組みます。

主な取組	内 容
伊方原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用	<ul style="list-style-type: none">安全協定の厳正な運用に努めます。必要に応じて発電所への立入調査や適切な措置要求等を行い、周辺住民の安全確保に努めます。国に対し、安全審査や定期検査、運転監視体制の強化など安全対策の充実・強化を要望します。

<p>環境放射能の監視、測定及び結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全協定に基づき、環境放射線等の監視、調査を継続実施し、調査結果を定期的に公表します。 伊方原子力発電所安全監視センター（仮称）の整備など、安全監視体制の整備に努めます。 原子力防災力の向上のため、より実践的な訓練や研修を適宜実施するとともに、オフサイトセンターを中心とした緊急時の防災対策の充実に努めます。
<p>原子力や放射線に関する情報提供、知識の普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の安全性、運転管理等に関する情報を公開するとともに、異常が発生した場合には迅速、正確かつ分かりやすい情報提供に努めます。 国や四国電力株式会社と協力して、原子力や放射線に関する正しい知識等の普及・啓発に努めます。

環境指標

項目	現状	目標	備考
伊方原子力発電所周辺公衆の線量評価結果	年間0.030マイクシーベルト (H20)	現状水準を維持	安全協定に定める努力目標値 年間7マイクシーベルト

伊方原子力発電所安全監視センター（仮称）



【伊方原子力発電所安全監視センター（仮称）】

伊方発電所周辺における放射線監視機能、放射能分析機能及び伊方発電所への現地立入・安全確認機能を統合・強化するために整備中。

所在地 八幡浜市保内町宮内一番耕地 485 番地

開所予定 平成 22 年 10 月

6 快適な生活空間の創造

<現状と課題>

価値観の多様化や県民ニーズの高度化、高齢化の進展等への対応のため、人や環境に配慮した都市機能の集約化や地域特有の歴史的、文化的景観等と調和した生活空間の形成等への期待が高まっていることから、歩行空間・自転車走行空間の整備、公共施設などの緑化、都市公園等の整備を計画的に進める必要があります。

本県には、歴史的・文化的な町並みや建造物、棚田や段々畑など地域独特の景観が数多くあることから、これらの良好な景観を保存するとともに、景観と調和した周辺整備を進め、地域の資源として積極的な活用や情報発信に努める必要があります。

身近な緑や水辺は、生き物のすみかとしての役割のほか、生活にやすらぎと潤いを与えてくれるものであることから、街路樹や都市公園の整備、生態系や親水性に配慮した河川や海岸などの保全と整備を推進する必要があります。

内子町八日市護国の町並み



【資料】愛媛県観光物産課

西予市宇和町卯之町の町並み



【資料】西予市

宇和島市遊子地区の段畑



【資料】愛媛県担い手対策推進室

愛南町外泊「石垣の里」



【資料】愛媛県観光物産課

<施策の方向>

(1) 環境と調和のとれた生活空間の整備

人や環境に配慮した生活空間の整備を推進するとともに、地域特有の歴史的・文化的な景観の保存と積極的な活用に努めます。

主な取組	内 容
人と環境に配慮した都市整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道や自転車道の整備やバリアフリー化などを進め、コンパクトで環境に配慮した都市整備を進めます。 ・ 電線類の地中化など、景観に配慮した整備を推進します。 ・ 屋外広告物に対する規制を必要に応じて見直しを行うなど、環境と調和のとれた景観の保全に努めます。
歴史的、文化的景観の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的、文化的な建造物や町並みの保存に努めるとともに、地域特有の資源として景観と調和した周辺整備などを促進します。 ・ 地域特有の景観の調査を行うとともに、観光資源等としての積極的な活用や周知に努めます。 ・ 良好な景観づくりを推進するため、市町の景観計画の策定を支援します。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
景観行政団体数（市町）	18 市町 (H20)	全市町が景観行政 団体へ移行	
景観計画策定数	4 市町 (H20)	18 市町 (H24)	

景観に配慮した都市整備の事例



(松山市：ロープウェー通り道路景観整備)



(松山市：道後温泉本館周辺道路景観整備)

【資料】
松山市

(2) やすらぎと潤いのある緑と水辺空間等の整備

身近な緑や水辺空間等の整備により、やすらぎと潤いのある快適な生活環境の整備に努めます。

主な取組	内 容
やすらぎの緑空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の散策やレクリエーション活動など地域の憩いの場であるとともに、災害時の活動拠点としての機能も持つ身近な都市公園や緑地の計画的な整備を進めます。 ・ 緑化意識の普及啓発に努め、県民等の身近な緑化活動を推進します。 ・ 市町等と連携して事業所等における屋上緑化や壁面緑化の普及・促進に努めます。
潤いのある水辺空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市に近接した河川では、親水性、生態系等に配慮した護岸整備や河川敷を利用した遊歩道、公園等の整備など、身近な潤いのある水辺づくりを進めます。 ・ ため池や農業用排水路では、農村環境への調和に配慮した整備により、水のネットワークの保全・再生を進めます。 ・ 祭りや伝統漁法など、地域の伝統行事を行う場であり、地域住民の交流の場としての役割も持つふるさとの川について、地域の特性と調和した河川整備を推進します。
にぎわいのある水際空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾や海岸などについて、緑地や人工海浜の整備などにより、多様な人々が交流するにぎわいのある水際空間の整備を検討します。 ・ 海岸整備では、防護に加え、貴重な自然環境の保護や環境との調和、海岸利用の促進の視点から、人や自然に配慮した整備に努めます。

道後公園（湯築城跡）



環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
歩いていける身近なみどりネットワーク率	60% (H19)	61% (H24)	
海岸環境整備事業箇所数	14 箇所 (H21)	愛媛県海岸環境整備計画に基づき適宜整備	
人工海浜整備箇所数	16 箇所 (H21)	愛媛県海岸環境整備計画に基づき適宜整備	

歩いていける身近なみどりネットワーク率は、市街地において、徒歩圏内に様々な規模の公園・緑地が体系的に整備されている状態を 100 とした場合の実際の整備率です。

石手川の河川整備



地域のレクリエーション拠点・親水拠点となるよう水質浄化事業と併せて親水護岸・水辺部を整備。

今治市中寺弁天泉の整備



周辺環境と調和したふれあいの場を創出するため、自然石護岸による泉改修、遊歩道及び親水広場を整備。

西予市宇和町永長地区ほ場整備



老朽化のため廃止するため池から希少種の集団移植。ピオトープの形成。

松山市立岩海岸環境整備



周辺施設と一体となった海浜利用の促進や自然環境を考慮した越波対策を実施し、海洋スポーツ・レクリエーション交流空間を整備。